

大成高等学校 いじめ防止基本方針

第 1 いじめの定義といじめに対する基本的な認識

「いじめとは、当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお起こった場所は学校の内外を問わない」という文科省の定義に基づき、学校としては、いじめに対して次のような基本的認識で臨む。

- ① いじめは、どの学校でも、どの生徒にも起きうるものであり、いじめを受けた生徒の心身の健全な発育や人格形成に重大な影響を与えるものである。また、いじめは不登校や自殺、殺人などを引き起こす背景ともなりかねないような深刻な問題である。
- ② いじめ加害の背景には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などがひそんでいることが少なくない。また、最近のいじめは携帯電話やパソコンの介在により、いっそう見えにくくなっていることを勘案し、学校と家庭、さらに関係各所と連携し、いじめの問題を克服することを目指さなければならない。

第 2 いじめ防止等の対策のための組織

いじめ問題が生じたときに、その対応を検討し対応策を実行するための中心的組織として、生活指導委員会を充てる。生活指導委員会は教頭を長とし、生活指導主任・各学年主任といじめに被害者・加害者の生徒の担任を構成員とする。生活指導委員会では、必要によっては、いじめ問題に関する専門的な知識を有する者やその他の関係者を交えて、その意見を聴取することがある。

第 3 本校のいじめ防止の基本方針

(1) いじめの防止

いじめを未然に防止するために、学校では生徒が安心して安全に過ごせる環境をつくり、生徒が規律正しい態度で学校生活を送れるように生活指導を進めていく。

また、生徒が授業や学校行事に積極的にに関わり、自分が他者から認められていることが実感できるように配慮することによって、生徒自身の自己有用感を高め、人間の尊厳を理解させていく。

さらに、教職員は、不適切な言動で生徒を傷つけたり、生徒の差別意識を助長したりしないように心がけなければならない。

(2) いじめの早期発見

いじめの兆候を見逃さないために、教職員は、HR・授業・部活動などの学校生活の様々な場面において、生徒の変化に気づいた場合には、学年会などでその情報を共有しておく必要がある。

特に担任は、変化が顕れた生徒に対して、必要に応じて面談を行なうことによって、生徒の状況を把握しておかなければならない。

また、保健室に相談に来た生徒の情報を、担任・学年主任・生活指導主任がすぐに共有できるような態勢を確立し、必要に応じて本校のスクール・カウンセラーとも連携をとり、いじめの早期発見に努めることにする。

さらに、状況によっては、ホームルームでいじめに関する調査を行なう。

(3) いじめに対する指導措置

面談での聞き取りや、周囲の生徒たちからの通報、また授業担当者・部活動顧問からの情報によって、いじめの疑いがあるような行為が発見された場合には、次の基本方針に従って行動する。

- ① いじめの対応を担任まかせにしない。また教職員が自分一人の判断で安易にいじめであるかどうかの判

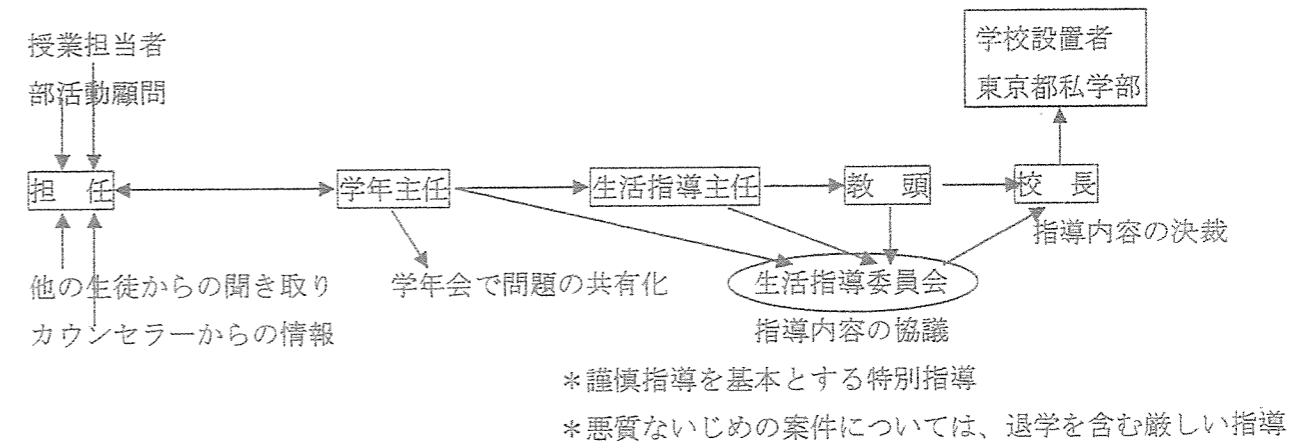
断をしない。

- ② 初期対応が最も重要であり、担任はすぐに学年主任に相談し、『問題の正確な把握→情報の共有→生活指導主任への報告→校長・教頭への報告』という流れに従って、迅速に行動する。
- ③ 報告を受けて、校長以下関係者がいじめであり重大事態であると判断した場合には、すぐに学校設置者ならびに東京都私学部に重大事態の発生を報告し、必要に応じて連携・協力して問題の解決を図る。
- ④ 上記③の事態を受けて、校内では、生活指導主任が担任と連絡をとりながら、加害者・被害者と思われる生徒から事情を聴取する。その結果を基にして、学年主任は学年会を招集し、学年としてどのように指導するか原案を作成する。
- ⑤ 生活指導委員会で学年からの原案を審議し、出された結論を校長が決裁してすぐに指導に入る。この時点で、事実関係を保護者に連絡し家庭の理解と協力を要請する。
- ⑥ いじめの加害者に対する指導は、謹慎指導を基本とした特別指導とし、学校に登校させ面談と課題を繰り返しかえし、本人の反省の態度が顕著であると認められるまで指導を行なう。反省顕著であると認められた場合には、時機を見て被害生徒に謝罪させ、通常の学校生活に戻す。
- ⑦ ただし、悪質ないじめ案件である場合には、退学を含む厳しい指導とする。また、いじめが犯罪行為と扱われるべきものであると判断されるときには、所轄警察署と連携して対処することにする。

(4) 学校の組織的な対応

① 初期対応の基本的態勢

上記(3)での流れをまとめると、次のようなものになる。



② クラス経営上の基本的な姿勢

担任はいじめをなくすために、以下のことを考慮してクラス運営に当たる。

- ア 担任は、学級で生徒の様子を観察したり、授業担当者・部活動顧問などから情報を得たりして、常に生徒を多角的に見るようにし、生徒に変わった様子がある場合には、面談・聞き取りなどを通して早期に問題の把握に努める。
- イ 指導に当たっては、公平に生徒に接し、子供同士が円滑な人間関係を保てるようにし、生徒との信頼関係を確立するように努める。
- ウ 規範意識の醸成により、いじめを許容しない学級の環境をつくる。

第 4 いじめに関する学校の基本方針の評価

生活指導委員会を中心にしながら、全教職員により、学校の基本方針を検証し、必要に応じて見直しを図る作業を進めていく。